



31住民第1211号
令和元年12月25日

東京建設業協会
会長 飯塚恒生様

東京都住宅政策本部長

榎本雅人



令和元年台風第15号・第19号住宅被害対策区市町村支援事業実施に伴う協力要請について

平素より東京都の住宅行政に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、東京都では、台風第15号及び第19号の住宅被害が広範であったことを鑑み、速やかな住宅の安全と生活の再建を図るため、「令和元年台風第15号・第19号住宅被害対策区市町村支援事業」（別紙「概要資料」参照）を緊急対策として実施することといたしました。

この事業は、区市町村において、台風被害を受けた一部損壊の住宅の補修工事を行う者に対して補助金を交付する事業を行う場合に、都が区市町村に、独自に補助を実施するもの（区市町村への補助事業）で、令和元年度のみの事業としています。

区市町村による事業が円滑に実施されるには、被災した住宅の補修工事が可能な事業者の皆様にご協力・ご対応いただくことが極めて重要であるため、貴団体におかれましても、本事業の趣旨をご理解いただくとともに、特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

（問い合わせ先）

東京都住宅政策本部住宅企画部

民間住宅課：野口、佐藤

TEL：03-5320-5005（直通）

住宅被害対策区市町村支援事業の概要

◆ 補助対象

台風第15号または第19号により被災した一部損壊住宅の補修工事を行う方に対し、補助金を交付する事業を行う区市町村

◆ 補助対象となる住宅

台風第15号または第19号により被害を受けた都内に存する貸家を除く住宅のうち、一部損壊住宅 (*1)

(*1) り災証明書において「一部損壊」と判定された住宅

災害救助法適用地域の応急修理の対象となる住宅（損害割合10%～20%）は除く。

但し、このうち、既に工事代金を支払済みであるために、区市町村が行う災害救助法に基づく応急修理の対象外となった住宅は含む。（下表※）

◆ 補助対象となる補修工事

一部損壊住宅の補修 (*2) に関する工事

(*2) 集合住宅の場合は専有部分が対象。工事内容は、災害救助法による応急修理と同等の内容（既に補修工事が完了し、施工業者に代金支払い済みの工事も対象）

◆ 補助事業による支援の範囲（一部損壊住宅）

損害割合	災害救助法適用地域	災害救助法適用地域外
10～20%	【国】災害救助法による 応急修理	※ 【都】区市町村支援事業
10%未満	【都】区市町村支援事業	【都】区市町村支援事業

※ 災害救助法適用地域の住宅で損害割合が10%以上20%未満の住宅について、補修工事に要する経費の代金が支払済みであるために、応急修理の対象とならないときも、補助対象事業とする。

◆ 都が区市町村に補助する額

一部損壊住宅1戸につき、以下のいずれか低い額かつ予算の範囲内の額

(1) 区市町村補助事業により補修工事に要する経費に対して区市町村が補助する金額
(当該補助の額が補修工事に要する経費の2分の1を超える場合は、当該経費の2分の1の額とみなす。) の2分の1

(2) 15万円

補助額のイメージ(工事費60万円、区市町村が補助する額が30万円のケース)

区市町村が補助する額		個人負担30万円
都	区市町村	
15万円	15万円	

◆ 事業期間

緊急対策として令和元年度のみ実施。令和元年度中に補修工事が完了し、区市町村から都に補助金実績報告書を提出できるものが対象